

住宅のバリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の減額措置について

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

対象家屋	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年1月1日以前に建築された住宅であること。 マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。 併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。
居住者	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの人が居住する既存住宅（賃貸住宅を除く）であること。 ①65歳以上の人 ②要介護認定または要支援認定を受けている人 ③身体障害者
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの。 ①廊下の拡幅 ②階段のこう配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め化
減額の内容	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事完了時の翌年度の当該家屋の固定資産税が、3分の1減額されます（一戸当たり100㎡までを限度）。

※新築住宅特例と同時に適用されません。また、一戸についてこの減額措置の適用は1回限りになります。

【減額を受ける手続き】

改修工事が完了した日から3か月以内に、必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> ①バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請書 ②納税義務者の住民票の写し ③居住者要件を確認できる書類の写し（住民票、介護保険の被保険者証、身体障害者手帳等） ④改修工事明細書の写し（工事内容や費用が確認できるもの） ⑤改修工事箇所の図面、写真（改修前と改修後） ⑥領収書の写し ⑦その他、補助金等を受けた場合は交付決定を確認できる書類の写し
-------	---

※工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替できます。

※工事内容等の確認は、書類の他に必要に応じて現地確認を行います。

【問い合わせ先】

税務課資産税係

〒838-0198 小郡市小郡255番地1 ☎72-2111(内線123)